

職員の懲戒処分等について

東京都知事は、地方公務員法に基づき、職員の懲戒処分等を行いましたので、下記のとおり公表します。

記

1 主税局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

氏名	現所属名	職種	職層	年齢	性別	内容
うめつ ゆういち 梅津 裕一	徴収部	事務	主事	35	男性	懲戒免職

(2) 事故の概要

事故者は、令和5年2月26日、面識のない女性に声をかけ、飲食した後、帰宅する女性につきまとい、嫌がる女性に対し、路上及びマンション外階段において、無理矢理わいせつな行為をした。

2 財務局職員の非行事故

(1) 懲戒処分の内容等

事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	41	男性	停職6月

(2) 事故の概要

事故者は、令和4年12月10日、友人と飲食した後、一人で帰宅する途中に、アパートの敷地に侵入し、窓ガラスを殴打して破損させた。

3 主税局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	29	男性	停職6月

イ 管理監督者

主税局 副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和3年9月1日及び令和4年2月1日から同月3日までの間、虚偽の内容により、新型コロナウイルス感染症に係る事故欠勤の届出を行った。

さらに、令和2年7月から令和4年3月までの間、勤務時間中にもかかわらず、私的にSNSの発信を行った。

4 建設局職員の業務処理不適正事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	33	男性	停職3月

イ 管理監督者

建設局 副参事 口頭注意
主事2名 訓告

(2) 事故の概要

事故者は、令和4年4月から同年12月までの間、他自治体等との間で取り交わす工事費用負担に関する協定について、文書決定手続を経ずに締結した。

5 建設局職員の服務規律違反事故

(1) 懲戒処分の内容等

ア 事故者

職層	年齢	性別	内容
主事	63	男性	減給1/5・1月

イ 管理監督者

建設局 副参事 口頭注意
専門副参事 口頭注意

(2) 事故の概要

事故者は、令和3年3月、業務用端末を不適正に使用し、勤務時間中に職務と関係のないサイトを閲覧した。

また、令和2年6月4日に出張した際、用務終了後、別の場所に出張すると申し出たにもかかわらず、当該出張先に行かなかった。

6 発令年月日

令和5年11月28日

問合せ先
総務局人事部人事課（服務班）
電話 03 - 5388 - 2376(直通)